

## 今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点と論点に対する主な意見

本小委員会の検討において、「日本語教育人材」とは、日本語教員、日本語指導者、日本語指導補助者、日本語教育コーディネーター等、各活動分野で日本語教育に携わる人材を指す。

### 1. 日本語教育人材に求められる資質・知識・能力について

○文化庁が平成12年に示した日本語教員養成における教育内容「日本語教育のための教員養成について」(以下、「平成12年教育内容」という。)は既に16年を経過している。その間、日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化しており、日本語教育の実施機関・団体によっても異なっている。

→ 検討範囲として活動分野や役割について整理

○日本語教育人材に求められる資質・知識・能力も多様化しているが、それらの全ては示されていない。例えば、子供に対する指導に必要となる知識、海外で教える上で必要となる知識など、活動分野により必要となる日本語教育に関する知識は異なるのではないか。また、日本語教育コーディネーターや日本語指導補助者(支援員)等に求められる資質・知識・能力についても整理されていないために養成・研修が適切に実施できていない現状があるのではないか。

→ 現状を把握するとともに、活動分野や役割ごとに求められる資質・知識・能力について検討・整理

→ 検討に当たっては、地域日本語教育の人材の状況にも配慮が必要

→ 日本語に関する基礎知識(文法・音声・表記等)は、活動分野に関わらず必須のものである

→ 「資質」という言葉を「姿勢」「視点」などに置き換えることはできないか

### 2. 日本語教育人材の養成・研修の内容について

○大学や日本語教員養成機関において、日本語教員は、平成12年教育内容に基づいて養成がなされているが、具体的な教育内容は大学等の自主性に任されている。

→ 平成12年教育内容の改訂を前提として検討

→ 各活動分野に共通する基礎的内容を示しつつ、活動分野や役割ごとに選択的内容を示すこととしてはどうか

→ 実践力の養成が求められるが、教育内容と実践力を立体的に結びつけられるような工夫が必要

→ 平成12年の教育内容のうち、一部項目を取捨することもあり得る

→ 教育内容について一定の基準が必要であり、各機関の教育内容が公表され、把握できるようになっていると良い

○日本語指導者や日本語指導補助者、日本語教育コーディネーターなどは各機関・団体において独自の内容で養成・研修が行われている。そのため、養成した人材のスキルは機関・団体により異なる。

→ 1. で整理した活動分野や役割ごとに求められる資質等に応じた教育内容を検討

→ 日本語を教える日本語指導者(専門家)と市民活動としての交流を行うボランティアの役割を明確に分けることも可能

○養成段階で習得させることができる知識や能力は限られている

→ 養成段階で習得させることができる知識や能力と、現職教員となってから習得すべき知識や能力を分けて考えることも必要

→ 現職日本語教員が一定期間を経過した際に受講できる研修があると良い

○日本語指導者等養成・研修のノウハウを有していないことにより、人材養成、スキルアップが十分行えない機関・団体もある（全ての機関・団体で養成・研修が必要な訳ではないが、地域において日本語指導者等の不足は顕在化している。）。

→ 活動分野や役割に応じた教育内容を基に養成・研修のカリキュラム例を提示

→ 学ぶべき教育内容やその能力の評価が行えるシステムをICTを活用し整備することも考えられる

### 3. 日本語教育人材の資格について

○現在、日本語教育人材に関する資格はないが、国内外での日本語教員採用要件や法務省告示日本語教育機関における教員の要件となっている民間の「日本語教育能力検定試験」などがある。日本語教育人材が多様化する中において、日本語教育の質の維持・向上を図る上で、現在の試験等の在り方で十分か。

→ 様々な場面や役割で日本語教育人材が、知識や能力を習得・向上させるためのインセンティブとなるような資格の在り方について検討

→ 外国人児童生徒等に対する日本語指導を行う人材の養成・研修の内容等の成果物が、教育委員会や学校等に認知され活用されることで、適切な人材が配置されるような仕組み作りが必要

→ 実践力のある日本語指導者が資格や修了証を得ることにより、安定的に活躍できるような枠組み作りが必要